

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間

〔１〕料金の額

一．均一料金の額

（１）阪神高速道路における京都線（本協定第３条に規定する高速道路の路線名（１）及び（２）の路線をいう。以下同じ。）を通行する自動車に適用する基礎料金の額は、次のとおりとする。

普通車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が２９人以下のもののうち、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のものをいう。以下同じ。）

４２８.５７円

大型車（車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第３条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）

８５７.１４円

（２）１回の通行に係る料金の額は、記（１）の車種ごとに定める基礎料金に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

二．割引を適用する自動車及び割引率等

（１）一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード〔阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。〕を使用して通行を行おうとする利用者の自動車

なお、上記にいう「E T Cクレジットカード」は、会社との契約に基づきE T Cカード（同省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は、六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう（以下同じ。）。

② 割引率

イ ポイントの付与

一のE T Cクレジットカード又はE T CパーソナルカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する平成31年3月31日までの一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額（平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」第3条に規定する高速道路の路線名中（1）から（22）の路線（ただし、同別紙8記〔2〕三（1）の区間のみを通行する自動車を除く。以下「阪神圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと100円につき3ポイント	10,000円以下の部分	0ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	3ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	5ポイント
	70,000円を超える部分	10ポイント

ロ ポイントによる割引

一のE T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

（2）事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

E T C車のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカード（以下「E T Cコーポレートカード」という。）を会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車

② 割引率

イ 車両単位割引

記①の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとに徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（阪神圏における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、下表に掲げる割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

ロ 契約単位割引

利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の月間利用額の合計額（阪神圏における月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台あたりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。

（3）E T C路線バス割引については、以下のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）

② 割引率

割引率は39%以下とする。

(4) 障害者割引については、以下のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

② 割引率

割引率は50%以下とする。

(5) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

ETC車

② 基礎割引額

イ 区分及び時間帯に応じた割引

下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合に同表の掲げる基礎割引額を適用する。

なお、この基礎割引額を適用した料金の額は、記一（２）の規定にかかわらず同（１）に定める車種ごとの基礎料金の額に同表の区分及び時間帯に定める車種ごとの基礎割引額を適用した後に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

（イ）京都市道高速道路１号線（山科出入口から鴨川東出入口までの間）のみを通行する場合

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	６：００以後～９：００前	190.47 円	380.95 円
	17：００以後～20：００前		
土曜日・日曜日・祝日	０：００以後～24：００前		

（注）祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日（月曜日～ 金曜日）は、祝日以外の日とする（以下同じ。）。

（ロ）（イ）に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	６：００以後～９：００前	142.85 円	285.71 円
	17：００以後～20：００前		
土曜日・日曜日・祝日	０：００以後～24：００前		

（６）阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

① 割引を適用する自動車

E T C 車

② 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率を適宜設定する。

③ 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

④ 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化など社会政策上の目的又は阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

⑤ 事前の届出

個々の企画割引ごとに記①から記④までの内容について、事前に機構に届出をする。

(7) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

② 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

③ 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

④ 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

⑤ 事前の届出

個々の社会実験ごとに記①から記④までの詳細について、事前に機構に届出をする。

(8) 割引相互間の適用関係

① 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービスに限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

② E T C 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

- ③ 一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引及び時間帯割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

	マイレージ		
大口・多頻度	×	大口・多頻度	
時間帯	○	○	時間帯

注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「時間帯」は時間帯割引をそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	時間帯割引
2	一般向けマイレージポイントサービス又は 事業者向け大口・多頻度割引

〔2〕料金の徴収期間

平成20年1月19日から平成31年3月31日までとする。

〔3〕その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 消費税等の取扱いに関する事前の届出

記〔１〕に掲げる消費税等の取扱いについて、事前に機構に届出をすることで、切捨てにより、１０円単位の端数処理を行うことができる。

三. 実施期日等

記〔１〕及び記〔２〕に掲げる事項は平成２９年４月１日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。